

出張報告書

令和6年7月29日

市議会議長 烏野 隆生 様

会 派 名 公 明 党

代表者氏名 岩崎 雅秋 (署名もしくは記名押印)

下記のとおり報告します。

記

- 1 目 的 災害マネジメントの構築について
動物愛護センター「はびまるの丘」について
- 2 出張先 岡山県倉敷市
愛媛県松山市
- 3 出張期間 令和6年7月24日（水）～25日（木）
- 4 出張者氏名 米田貴志、友永 修、南加代子、松本妙子
- 5 てん末報告 別紙の通り

【倉敷市7月24日(水)】

《調査項目》「災害ケースマネジメントの構築について」

倉敷市が「災害ケースマネジメント」を導入するきっかけとなったのは、平成30年7月6日に発生した未曾有の西日本豪雨災害。その被害は以下の通りである。

- ・真備地区にある4河川計8カ所の堤防が決壊。
- ・真備地区 1,200 ha(約3割)が浸水、最大浸水深は最大5m
- ・市内体地区山間部でも土砂災害発生。
- ・人的被害(R5.1 現在)
死者 75 人(災害関連死は 23 人)、重症 9 人、軽症 111 人
- ・住家被害(倉敷市全体:R5.1 現在)
全壊 4,646 棟、半壊 846 棟、床上浸水 116 棟、一部損壊 364 棟、
合計 5,972 棟

発災後、翌日7日には県が岡山市、倉敷市に「災害救助法」を適用。14日には県が「被災者再建支援法」を適用し、合せて国が「特定非常災害」に指定。また、27日には「激甚災害」として指定された。これら適用や指定されたことにより、様々な被災者の生活再建やまちの復旧復興に向けて財源の裏付けが伴う事になった。

特に、倉敷市における災害ケースマネジメントが構築される起因として「特定非常災害」に指定されたことがあるのではないかと推察される。というのも「被災高齢者等の把握事業」「被災者見守り・相談支援事業」の補助率が10/10となる事から考えると、被災者をサポートする体制の構築に大きな違いが生じていたかも知れない。

倉敷市は、10月に市社協に対してこの事業を委託し、「倉敷市真備支え合いセンター」が市社協内に設置された。

当初は被災した全世帯(約5,800世帯)を対象として、支え合いセンターのスタッフ最大約50人体制で、個別訪問を行なっている。スピード感も必要であり非常にハードワークである。そして訪問する中で被災者の状況が見えはじめ、被災者ニーズに沿った支援のあり方を踏まえ訪問及び検討する上で、以下の4つの区分を設定している。

区分Ⅰ「生活再建可能世帯」

住まいの再建方針や再建時期が決まっていて、特に大きな問題もなく日常生活を送っている世帯。

※支援方法—情報提供。

区分Ⅱ「日常生活支援世帯」

心身の健康状態に課題を抱えており、日常生活において継続的な支援が必要な世帯。

※支援方法—情報提供、個別支援計画、戸別訪問、健康支援、見守り相談。

区分Ⅲ「住まいの再建必要世帯」

住まいの再建方針または再建時期が未定である世帯や、資金面、就労等に課題を抱えているため支援が必要な世帯。

※支援方法—情報提供、個別支援計画、戸別訪問、民間住宅活用、就労支援等。

区分Ⅳ「日常生活・住まいの再建支援世帯」

住まいの再建に関して課題があり、かつ日常生活でも継続的に支援が必要な世帯。

※支援方法—情報提供、個別支援計画、戸別訪問、専門家相談、健康支援、見守り相談等。

上記の様な区分設定を行ない、訪問する方向性や頻度を明確にしながら対応する中、徐々に問題解決に繋がりはじめ、年を追う毎に訪問件数も減少する事になっていく。

発災後の平成30年から令和5年迄の定期的な戸別訪問継続世帯数及び事業決算額は以下の通り。

- ・H30 年— 5,800 世帯 44,415,000 円(国庫補助率 10/10)
- ・R01 年— 4,800 世帯 145,636,000 円(国庫補助率 10/10)
- ・R02 年— 2,900 世帯 158,547,000 円(国庫補助率 10/10)
- ・R03 年— 810 世帯 106,604,000 円(国庫補助率 3/4)
- ・R04 年— 090 世帯 47,074,000 円(国庫補助率 3/4)
- ・R05 年— 024 世帯 20,992,000 円(国庫補助率 1/2)

※1. R03 年以降は対象事業費(市負担分)のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額の 0.8 が特別交付税の対象となった。

※2. 事業における「支援対象者」とは、災害救助法に基づく応急仮設住宅の入居者とする。尚、応急仮設住宅供給期間中は、必要に応じて災害の発生により公営住宅に避難する者、応急仮設住宅から退去し在宅に戻った者、在宅であっても災害を要因として孤立するおそれのある者を支援対象者に含めて差し支えない。(実施要項から抜粋)

さて、この様な中で繰り返し行なわれてきた戸別訪問において、必要とされる支援策を見だし、それぞれの状況に沿った支援策の必要性が浮き彫りになる。

被災者は複合的な課題を抱えている事が多く、また、それらをサポートする被災者関連の各支援制度は制限や利用できる期間の違いなど複雑な場合も多く、これまで行なってきた平時の高齢者、障がい者、生活困窮者などに対する既存の支援だけでは被災を絡めた課題については解決に繋がりにくく、対応に困惑するケースも多い状況が発生した。

また、支援制度を適切なタイミングで利用できないケースや既存の制度に当てはまらないニーズや、将来的に様々なリスクが想定される世帯が潜在化している実態が、戸別訪問による実態把握で判明していることもあり、現状では被災者の生活再建に大きな遅れが生じる可能性が十分に想定され、「災害ケースマネジメント」を用いなければ、被災者を孤立させる事にもなりかねず、真の再建が進まないとの危機感を抱いた。そこで、倉敷市では被災者一人ひとりの生活全体の状況を把握したうえで、それぞれの課題に応じて官民が連携し、あくまでも個別に支援策を考えていく必要がある事から、個人(世帯)の状況に応じたオーダーメイドの支援策をアテンドするため、災害ケースマネジメントの実施に至ったとのことであった。

万が一、災害ケースマネジメントを構築していなければ、それら被災者関連の支援策を周知したところで、被災者の方々は適切なタイミングで情報得ることを含め、それら支援策を利用する事もできない方が多いのではないだろうか。だからこそ、訪問を繰り返し行い、得た個別案件を持ち帰り、様々な協議体で協議を重ね、適切な支援策を練り上げ、その個人(世帯)に応じたオーダーメイドの支援策を活用出来たのではないだろうか。被災者からの相談を、センターで待つのではなく、こちらから訪問し、どのような些細なことであっても解決に繋げることが重要である。尚、この個別支援のための協議の場の設定として以下の通り。

- ・センターミーティング(月 1~2 回)
- ・カースカンファレンス(週 1 回)
- ・ケース会議(随時)
- ・個別支援会議事前会議(月 1 回)
- ・個別支援会議本会議(月 1 回)
- ・多機関ミーティング(月 1 回)
- ・再建支援会議(月 1 回)
- ・民間団体連絡会議(月 1 回)など

上記の様な協議の場を設け、支援を必要とする被災者などの生活再建のため、情報を共有しながら適切な支援を探り、個人(世帯)別の支援計画、いわゆる個別支援計画を策定している。この他、その計画を実施するため以下の他職種によるチーム支援の基盤を構築。

- ・見守り連絡員、見守りリーダー
- ・生活相談員(社協:社会福祉士)
- ・※生活困窮対応相談員
- ・※障がい世帯対応相談員
- ・保健師(市被災者見守り支援室(※2))
- ・アドバイザー派遣(県社協事業)

注…※印は初期からハイリスクを想定した体制。

※2「被災者見守り支援室」とは市に設置され以下の担当部署から構成されている

- ・災害復興推進室
- ・被災者生活支援室
- ・被災者住宅支援室
- ・災害廃棄物対策室
- ・被災中小企業支援室
- ・被災農業支援室

加えて、個々の生活再建が進展するなか、残されていく地域課題へのアプローチも含めた他機関協働支援の調整の場として、以下の会議基盤も構築している。

- ・他機関ミーティング
- ・民間団体との連絡会議

当然のことながら、市のその他部局で直接対応する課や市の保健福祉局も控えている。これら重層的な支援体制として「災害ケースマネジメント」が出来上がり、的確な被災者支援に繋がっていく。その中から被災者のために生みだされた事業は以下の通り。

「住まいの伴走型支援事業」

委託先:めやす箱(社・福)、リンク(社・福)

「り災住家長期居住者等アドバイス事業」

委託先:岡山県建築士会倉敷支部(一社)

「介護支援専門員再訪問事業」

委託先:岡山県介護支援専門員協会(一社)

「民間団体との協働による生活再建事業」

※被災者の課題に合せた柔軟な対応

しかしながら民間を含め、これら相互に良好でスピーディーな関係を維持し続けるには、相当な熱量が必要だったに違いない。

その思いが詰まった被災地区の復興計画の基本理念が練上げられ実行されている。加えて、これらの取組みが、今では重層的支援整備体制事業として福祉支援連携室の展開に大きく生かされているとのことである。

災害は、いつ発生するかは分からない。防災・減災対策に取り組む事は、もちろんの事ではあるが、発災後、いかに被災者に寄り添い、その方々の生活再建へ迅速に後押しができるか否かも非常に重要である。東日本大震災から始まった「災害ケースマネジメント」は、その必要性が近年認識されている。発災後に必要性を言うのではなく、これら先進的に取組まれている自治体の事例から学び取り、本市でも、早期にその構築に取り組むべきであると。改めて強く認識させて頂く非常に有意義な視察学習となった。

今般、丁寧にご教示頂きました倉敷市保健福祉推進課 福祉支援連携室の秋山室長様、同課同室の上田様、倉敷市社会福祉協議会 事務局次長 兼 地域福祉課長の佐賀様、またコーディネートして頂きました。倉敷市議会事務局の皆様にも心から感謝を申し上げます。

公明党（会派）行政視察レポート

報告者

友永 修

視察先	松山市	テーマ	動物愛護センター、「はぴまるの丘」について
-----	-----	-----	-----------------------

日 時	令和6年7月25日（木）9時40分～11時40分
-----	--------------------------

市政の課題の解決に向けて、参考になると思われることと考察について

動物愛護の啓発、犬と猫の収容環境改善を図るため、松山総合公園内に動物愛護センター「はぴまるの丘」を令和6年3月に整備された。愛称の「はぴまるの丘」は、市民からの応募で、動物の幸せを願う「ハッピー」と「アニマル」の言葉を組み合わせて名付けられた。

センターでは、事務職1名、獣医師2名、作業員8名が配置されており、6団体の動物愛護団体からの協力をいただきながら運営されています。収容頭数も増やし、簡易な治療ができる部屋なども設けて、環境の向上に努められている。動物譲渡スペースの施設は、日常的に動物と触れ合える施設ではなく、迷い犬や負傷した動物を一時収容し、飼い主への返還や里親への譲渡に繋げるための施設として位置付けている。里親を希望する方が、動物を見たり触れ合ったりできるマッチングエリアを設け、譲渡に繋がりやすい環境を整えています。また、市の広報番組やテレビ・新聞等での報道もあり、5、6月の時候の良い季節には、1日あたり200人を超える来場者があった日もあり、施設、動物に対する市民の要望や意見、電話での問い合わせ、エサやタオル等の寄付による支援などから、「はぴまるの丘」への期待や関心は高いようである。実際、我々の研修中にも何組もの方々が施設に来られていて、関心の高さを実感しました。

そしてセンター横にある既存の公園の総合管理棟の1階一部と4階に啓発スペースを設け、多くの公園利用者の方にパネルや動画等でペットを飼育するための心構えなど動物愛護の啓発を行っている。譲渡後の調査までは、できていないのが課題の一つと言われていた。そのため、譲渡前の面談や啓発活動にも、団体の協力を得ながら取り組まれているようです。

「はぴまるの丘」を所管する松山市保健所生活衛生課では、地域猫活動の支援も行っている。本市も参加している「さくらねこ無料不妊手術事業」の無料チケットなどは、活用しておらず、市の単費で支援している。個人での申請も可能であり、別に団体専用の支援事業も設置しているので、地域猫への支援も非常に手厚く感じた。

まとめとして、殺処分ゼロを目指し、動物愛護を掲げながら行政として十分な施策が整備されてきたとは言えないのが現状である。地域猫の無料チケット等も非常にありがたいが、ボランティアでの運用であり、マンパワーと費用での限界がある。「はぴまるの丘」で力を入れられている、【譲渡活動】は地道ではありながら、動物愛護の精神が本当に根底にある事業だと感じた。動物に対する好き嫌いは当然あり、センターに対する意見も賛否があることも伺った。しかし、動物を通じて生き物への愛情などが育まれることも確かである。本市として、大阪府へ補助金等の支援を要望することも当然ながら、【譲渡活動】の普及を促進することが必要だと考える。本市内でも譲渡活動を行っている愛護団体もたくさんあるが、その譲渡場所などの課題を抱えられている。本市として、まずは場所の提供や周知活動・啓発活動など出来ることから支援していく必要があると考える。そのための後押しとなる取り組みを行っていききたい。以上